

議第198号

野呂山交流施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
野呂山交流施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

野呂山交流施設設置条例の一部を改正する条例

野呂山交流施設設置条例（平成16年呉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第5条，第8条，第8条の2関係）			別表（第5条，第8条，第8条の2関係）		
使用時間	9時～13時	13時～18時	使用時間	9時～13時	13時～18時
施設名	時	時	施設名	時	時
研修室	900円	1,140円	研修室	1,080円	1,370円
交流・情報スペース	1,000円	1,300円	交流・情報スペース	1,500円	1,950円
略			略		
備考 陶芸窯の利用時間は、交流施設の開館時間内とする。			備考 1 陶芸窯の利用時間は、交流施設の開館時間内とする。 2 <u>研修室又は交流・情報スペースの使用時間を超過して使用した場合は、超過使用時間1時間ごとに、その使用料の額の時間割に相当する額を超過金として加算する。この場合において、超過使用時間が1時間未満のとき又は超過使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。</u>		

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

野呂山ビジターセンターの使用料の額の改定をする等のため、この条例案を提出する。

議第199号

おんど観光文化会館うずしお設置条例の一部を改正する条例の制定について

おんど観光文化会館うずしお設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

おんど観光文化会館うずしお設置条例の一部を改正する条例

おんど観光文化会館うずしお設置条例（平成17年呉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第13条，第13条の2関係）				別表（第13条，第13条の2関係）			
1 ホール使用料				1 ホール使用料			
使用時間帯	使用料（1時間につき）			使用時間帯	使用料（1時間につき）		
	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合	宣伝等商業活動をする場合		入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合	宣伝等商業活動をする場合
9時30分から17時まで	<u>1, 3</u> 00円	<u>1, 9</u> 50円	<u>3, 9</u> 00円	9時30分から17時まで	<u>1, 9</u> 50円	<u>2, 9</u> 30円	<u>5, 8</u> 50円
17時から21時30分まで	<u>1, 5</u> 00円	<u>2, 2</u> 50円	<u>4, 5</u> 00円	17時から21時30分まで	<u>2, 2</u> 50円	<u>3, 3</u> 80円	<u>6, 7</u> 50円
備考 略				備考 略			
2 附属設備使用料				2 附属設備使用料			
略				略			
備考 略				備考 略			

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

おんど観光文化会館うずしおの使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。

議第200号

くらはし桂浜温泉館設置条例の一部を改正する条例の制定について
くらはし桂浜温泉館設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

くらはし桂浜温泉館設置条例の一部を改正する条例

くらはし桂浜温泉館設置条例（平成17年呉市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第7条，第7条の2関係）		別表（第7条，第7条の2関係）	
1 入浴施設		1 入浴施設	
区分	使用料（一人1回につき）	区分	使用料（一人1回につき）
大人	<u>600円</u>	大人	<u>720円</u>
小人	<u>300円</u>	小人	<u>360円</u>
幼児	<u>200円</u>	幼児	<u>240円</u>
備考 略		備考 略	
2 なぎさホール		2 なぎさホール	
略		略	
備考 略		備考 略	

付 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

くらはし桂浜温泉館の使用料の額の改定をするため，この条例案を提出する。

議第 201 号

かまがり自然体験施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
かまがり自然体験施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

かまがり自然体験施設設置条例の一部を改正する条例

かまがり自然体験施設設置条例（平成 17 年呉市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 5 条，第 5 条の 2 関係）		別表（第 5 条，第 5 条の 2 関係）	
区分	入館料（一人 1 回につき）	区分	入館料（一人 1 回につき）
大人	<u>200 円</u>	大人	<u>240 円</u>
小学生・中学生	<u>100 円</u>	小学生・中学生	<u>120 円</u>
備考 略		備考 略	

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

かまがり天体観測館の入館料の額の改定をするため、この条例案を提出する。

議第202号

かまがり温泉やすらぎの館設置条例の一部を改正する条例の制定について

かまがり温泉やすらぎの館設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

かまがり温泉やすらぎの館設置条例の一部を改正する条例

かまがり温泉やすらぎの館設置条例（平成17年呉市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第11条，第12条関係）		別表（第11条，第12条関係）	
入浴施設		入浴施設	
区分	使用料（一人1回につき）	区分	使用料（一人1回につき）
大人	<u>600円</u>	大人	<u>720円</u>
小学生	<u>450円</u>	小学生	<u>540円</u>
備考 略		備考 略	

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

かまがり温泉やすらぎの館の使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。

議第 203 号

呉市川尻筆づくり資料館条例の一部を改正する条例の制定について
呉市川尻筆づくり資料館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市川尻筆づくり資料館条例の一部を改正する条例

呉市川尻筆づくり資料館条例（平成 16 年呉市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 4 条，第 4 条の 2 関係）		別表（第 4 条，第 4 条の 2 関係）	
種別	金額	種別	金額
観覧料	一人 1 回につき <u>200</u> 円	観覧料	一人 1 回につき <u>240</u> 円
略		略	

付 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

呉市川尻筆づくり資料館の観覧料の額の改定をするため，この条例案を提出する。